

取引残高報告書等の記載 事項等の政省令 < 確定版 >

制度調査部
金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令 < 確定版 > 5

【要約】

2007年8月3日から15日にかけて、金融商品取引法制に関する政省令が公布された。内容は多岐に渡るが、本稿では、金融商品取引業者等に適用される取引残高報告書等の書面交付義務について扱う。

取引残高報告書は、有価証券の売買等の契約が成立した場合などに、原則として3ヶ月以内の期間ごとに交付する。ただし、直近に取引残高報告書を作成した日から、1年間その金融商品取引契約が成立していない場合などは、1年以内の期間ごとに交付する。

所定の事項を記載した取引残高報告書の作成・交付にかえて、当該事項を通帳に記載する方法によって顧客に対して通知することも認められる。

複数の業者に交付義務が課せられている場合は、いずれかの業者が交付すれば、他の業者は取引残高報告書を作成・交付する必要はない。

(注) 本稿は、政省令案段階で作成した、拙稿「取引残高報告書等の記載事項等の政省令案」(2007年6月4日付 DIR 制度調査部情報)の確定版である。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

金融商品取引法(以下、金商法)の中で、金融商品取引業者等に適用される行為規制が規定されている。そのなかで、金融商品取引業者等は、契約が成立したとき「その他内閣府令で定めるとき」は、所定の書面を顧客に交付しなければならないと規定されている。しかし、規制の細則は政省令にゆだねられていた。

2007年8月3日から8月15日にかけて、金融商品取引法制に関する政令・内閣府令等が公布された。そのなかで、契約締結時等の書面交付義務の規制に関する政省令も明らかとなり、本稿では、その中でも取引残高報告書等の記載事項について解説する。

2. 取引残高報告書

(1) 取引残高報告書の交付

金商法は、金融商品取引業者等は、契約が成立したとき「その他内閣府令で定めるとき」は、所定の書面を顧客に交付しなければならないと定めている（金商法 37 条の 4 第 1 項）。この「その他内閣府令で定めるとき」の一つとして、取引残高報告書を交付する場合が定められている。

具体的には、以下の場合に、取引残高報告書を交付すると定められている（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、金商業等府令）98 条 1 項 3 号）。

有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等¹の契約が成立した場合
有価証券・金銭の受渡しを行った場合

取引残高報告書は、原則として 3 ヶ月以内の期間ごとに交付しなければならない。ただし、以下の場合は、それぞれ以下のように定める頻度で交付することとされる（金商業等府令 98 条 1 項 3 号イ、ロ）。

直近に取引残高報告書を作成した日から、一年間その契約が成立していない場合で、金銭又は有価証券の残高があるとき	その日から一年以内の期間ごと
直近に取引残高報告書を作成した日から、一年間受渡しを行っていない場合で、金銭又は有価証券の残高があるとき	
契約が成立し、または受渡しを行った場合にはその都度取引残高報告書の交付を受けることについて顧客から請求がなされたとき ²	契約の成立又は受渡しの都度

なお、金融商品取引業者等は、所定の事項を記載した取引残高報告書の作成・交付にかえて、当該事項を通帳に記載する方法によって、顧客に対して通知することができる（金商業等府令 108 条 6 項）。

(2) 取引残高報告書の記載事項

取引残高報告書には、以下の事項を記載しなければならないとされている（金商業等府令 108 条 1 項）。

顧客の氏名又は名称

¹ 有価証券等清算取次ぎを除く。

² ただし、金銭・有価証券の残高等を省略する場合（金商業等府令 108 条 5 項）は、原則として 3 ヶ月以内の期間ごとに交付しなければならない。

報告対象期間³において成立した金融商品取引契約等に関する、以下の事項

- a. 約定年月日
- b. 有価証券の受渡しの年月日
- c. 売付け等又は買付け等⁴の別
- d. 有価証券の種類又はデリバティブ取引の種類
- e. 銘柄⁵
- f. 約定数量⁶
- g. 単価、対価の額、約定数値、選択権料その他取引一単位当たりの金額又は数値
- h. 支払金額（手数料を含む）
- i. 現金取引又は信用取引の別

報告対象期間において行った有価証券の受渡しの年月日並びに当該有価証券の種類及び株数若しくは口数又は券面の総額

報告対象期間において行った金銭の受渡しの年月日及びその金額

報告対象期間の末日における金銭及び有価証券の残高

報告対象期間の末日における信用取引、発行日取引⁷及びデリバティブ取引の未決済勘定明細及び評価損益

の金融商品取引契約が信用取引である場合は、以下の事項

- a. 新規又は決済の別
- b. 弁済期限
- c. 信用取引支払利息若しくは信用取引受取利息又は品借料若しくは品貸料

の金融商品取引契約が、市場デリバティブ取引のうち有価証券先物取引・有価証券指数先物取引である場合は、新規又は決済の別

の金融商品取引契約が、市場デリバティブ取引のうち有価証券オプション取引等・選択権付債券売買⁸である場合は、以下の事項

- a. 権利行使期間
- b. 権利行使価格
- c. プット又はコールの別
- d. 新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別

³ 1年を3ヶ月以下の期間ごとに区分した期間。ただし、直近に取引残高報告書を作成した日から1年間当該金融商品取引契約が成立しておらず、または当該受渡しを行っていない場合で、金銭又は有価証券の残高があるときは、1年、又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間（金商業等府令98条1項3号ロ）。

⁴ 先物取引・先渡取引を除くデリバティブ取引については、別途定められている（金商業等府令108条1項2号ハ）。

⁵ 取引の対象となる金融商品、金融指標又は契約書に記載されている契約番号その他取引の対象を特定するものを含む。

⁶ 数量がない場合は、件数又は数量に準ずるもの。

⁷ 国債の発行日前取引を除く。

⁸ 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあっては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引。

e. 限月

の金融商品取引契約が、市場デリバティブ取引のうちスワップ取引である場合は、以下の事項

a. 取引期間

b. 受渡しの年月日

の金融商品取引契約が、店頭デリバティブ取引のうち有価証券先渡取引・有価証券指数先渡取引である場合は、以下の事項

a. 自己又は委託の別

b. 期日

c. 新規、決済又は解除の別

の金融商品取引契約が、店頭デリバティブ取引のうち有価証券オプション取引等である場合は、以下の事項

a. 自己又は委託の別

b. 権利行使期間

c. オプションの行使により成立する取引の内容

の金融商品取引契約が、店頭デリバティブ取引のうち一定のスワップ取引である場合は、以下の事項

a. 自己又は委託の別

b. 取引期間

c. 受渡しの年月日

また、取引残高報告書は、以下のように記載を省略できる場合等が定められている（金商業等府令108条7項～11項）。

(A) 契約締結時交付書面を交付しない一定の顧客から、同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合

gとして、同一日における当該銘柄の取引の単価の平均額を記載できる

(B) の契約が市場デリバティブ取引で、注文・清算分離行為⁹が行われたものである場合

hの手数料として、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客から直接受領した手数料を記載する

(C) ～¹⁰のうち、個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書に記載されている事項の記載を省略できる

(D) 記載事項のうち、事故処理に係るものについては、記載を省略できる

⁹ 金融商品取引所の規則に従って、会員等が行った市場デリバティブ取引の売付け・買付を将来に向かって消滅させ、同時に、消滅した市場デリバティブ取引の売付け・買付けと同一内容の市場デリバティブ取引の売付け・買付けが他の会員等の名義で新たに発生する行為（金商業等府令99条2項）。

¹⁰ a、d～f、h（手数料に限る）を除く。

(E) の契約が市場デリバティブ取引で、注文・清算分離行為が行われたものである場合は、
、（金銭の残高に係るものを除く）、
、 a、
、 d を省略できる

金融商品取引契約が成立し、又は当該受渡しを行ったときには、その都度取引残高報告書を交付するように顧客が請求した場合¹¹（金商業等府令 98 条 1 項 3 号イ）については、取引残高報告書の記載事項が異なっている。具体的には、このような場合、取引残高報告書には以下の事項を記載しなければならない（金商業等府令 108 条 3 項）。

顧客の氏名又は名称

有価証券の受渡しの年月日

銘柄

個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る有価証券及び金銭の受渡しが終了した後の当該有価証券及び金銭の残高

個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る有価証券及び金銭の受渡しが終了している旨

複数の金融商品取引業者がこの取引残高報告書を交付しなければならない場合に、いずれか一つの金融商品取引業者等が所定の事項を記載した取引残高報告書を交付したときは、他の金融商品取引業者等は交付する必要がない（金商業等府令 108 条 4 項）。

3 . 取引残高報告書を交付する必要がない場合

取引残高報告書は、以下の場合は交付する必要がないとされている（金商法 37 条の 4 第 1 項但書き）。

金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合

取引残高報告書を交付する必要がない「内閣府令で定める場合」として、以下の場合が定められている（金商業等府令 111 条）。

顧客が外国政府等¹²であって、以下の条件をとともに満たす場合

顧客の権限ある者から書面又は情報通信により、あらかじめ交付を要しない旨の承諾を得ている

顧客からの取引残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている¹³

¹¹ 有価証券・金銭の受渡しが終了している場合に限る。

¹² 外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関が含まれる。

有価証券の受渡しが有価証券の引受けに係るものである場合

金融商品取引契約又は受渡しが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い¹⁴に係るものである場合

金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であって顧客の指示に基づき注文・清算分離行為が行われた場合で、以下の条件を満たす場合

取引残高報告書を注文執行会員等が顧客に対して交付することに代えて清算執行会員等が交付することにつき、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意している

また、複数の金融商品取引業者等が顧客に対し取引残高報告書を交付しなければならない場合、いずれか一つの金融商品取引業者等が所定の事項を記載した取引残高報告書を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、取引残高報告書を作成・交付する必要はない(金商業等府令 108 条 2 項)。

4 . 商品ファンド運用状況報告書

商品ファンド関連取引に関しては、取引残高報告書とは別の運用状況報告書を作成・交付しなければならないとされている。

具体的には、金融商品取引業者等は、商品ファンド関連取引契約を締結しているときは、商品ファンドの運用の計算期間の末日以後遅滞なく、商品ファンド運用状況報告書を作成・交付しなければならないと定められている(金商業等府令 98 条 2 項)。

商品ファンド運用状況報告書には、以下の事項を記載することとされている(金商業等府令 109 条)。

報告書の作成の日及び前回の報告書の作成の日

計算期間末における純資産総額及び一口あたりの純資産額¹⁵

計算期間における運用の経過

計算期間末における商品先物取引・商品投資等ごとの資産配分状況

計算期間に係る商品ファンドの貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

の書面その他の財務計算に関する書類が公認会計士又は監査法人の監査を受けたものである場合は、その旨及びその範囲

¹³ 顧客が適格機関投資家である場合及び特定投資家である外国法人である場合を除く。

¹⁴ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。

¹⁵ 信託財産の金額を含む。

の書面その他の財務計算に関する書類が公認会計士又は監査法人の監査を受けたものでない場合は、その旨

計算期間における商品ファンド関連受益権の募集、私募又は売出しの件数、解約件数及び償還件数並びにそれらによる資産の増減額並びに運用開始から計算期間末までの募集、私募又は売出しの件数、解約件数及び償還件数並びにこれらによる資産の増減額

配当に関する以下の事項

a. 計算期間における配当の総額

b. 計算期間における一口あたりの配当の金額

商品ファンド運用状況報告書は、顧客が以下の者である場合には交付する必要がない（金商法 37 条の 4 第 1 項但書き、金商業等府令 112 条）。

信託会社

信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として貯金の受入れを行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

商品取引員

商品投資顧問業者

第二種金融商品取引業を行う金融商品取引業者¹⁶

5 . 施行日

金商法は 2007 年 9 月 30 日から施行される(証券取引法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令)。

¹⁶ 適格機関投資家を除く。